

清掃ボランティア事務処理マニュアル

◆佐賀市アダプトプログラム実施要綱

○活動内容…自ら定めた区域内において無償で行う以下の活動

- ①市内の公共施設におけるごみ拾い活動
- ②不法投棄などの市への情報提供
- ③その他環境保全に必要な活動

※アダプトとクリーンの両方の活動を行う場合

例えクリーンの要素が大きくてもアダプトの活動があれば合意書を締結する必要があるため、アダプトとして登録する。

○活動団体等…1年以上継続して活動できる以下の参加団体等

- ①市内に在住し、在勤し、若しくは在学する個人
 - ・小学生以下は保護者同伴
- ②市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者で組織された団体
 - ・企業団体
 - ・グループ
 - ・学校
 - ・自治会、婦人会、老人会などの住民団体
- ③その他市長が特に認める者
 - ・市内で活動するボランティア団体

○参加申込み及び登録

- ① アダプトプログラム参加申込書（様式第1号）及び合意書（様式第2号）をメール又は紙で提出
 - ↓
- ② 佐賀市以外が管理する公共施設の場合は、管理者と協議（電話での協議も可）
 - ↓
- ③ 合意書の締結

○市の支援

- ①ボランティア袋の支給

- ②清掃用具等の貸与(火ばさみ、シダほうき、松葉ほうき、ちりとり)
- ③軍手(支給は1回のみ)
- ④ボランティアごみの回収
- ⑤ボランティア活動の紹介(ホームページ、広報誌など)
- ⑥佐賀市美化活動社会貢献証明
- ⑦全国市長会市民総合賠償補償保険の適用
- ⑧表示看板の設置

看板の設置は、活動者の希望の有無、ボランティアの規模・回数などによりケース毎に判断する。

判断の目安としては、毎週実施の場合は清掃範囲に関係なく、希望があれば設置。月1回以上から週1回未満は清掃範囲により判断する。清掃範囲は道路であれば100m程度とする(広島市を参考とした)。

ただし、以下の場合は設置することはできない。

- ①都市の景観を損なると判断される場合
- ②設置する土地の管理者の承諾が得られない場合

また、アダプトプログラムの活動を終了した場合、活動者が当該事業の趣旨、又は法令に反する行為等を行ったと認められる場合、表示看板は撤去することができる。

⑨表彰

佐賀市環境保健推進協議会にアダプト登録者の活動一覧を提出し同協議会事務局で選定し、同協議会の理事会に諮る。

○活動の報告

活動の実態把握を目的に、当該年度の美化活動が終了したときにアダプトプログラム活動報告書(様式第3号)を提出する。

※活動報告書が3年連続で提出されなかったときは、登録を抹消

※活動報告は、各年度単位で管理

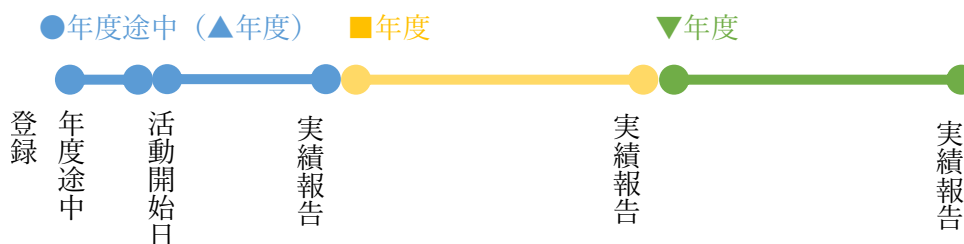
※初回登録が年度途中の場合でも当該年度末までに実績報告が必要

※各年度末にメール又は文書で実績報告書の提出依頼を行う。但し、活動開始日が新年
度の場合は、実績報告は不要

※実績報告がない3年目には活動継続の意思確認を行う(廃止届の提出依頼)

※3年連続で活動報告が未提出で活動継続の意思確認ができなかった場合は、職権で
登録抹消

※「活動しなかった」という実績報告でも可



○活動の廃止

アダプトプログラム廃止届（様式第4号）を提出

◆佐賀市クリーンボランティア支援事業実施要綱

○活動内容

市内の公共施設に散乱するごみ（ビン、カン、ペットボトル、可燃ごみ及び不燃ごみ（自転車、タイヤ、テレビ、パソコンその他大型ごみを除く。)) 拾い活動

○活動団体等

- ①市内に在住し、在勤し、若しくは在学する個人
 - ・小学生以下は保護者同伴
- ②市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者で組織された団体
 - ・企業団体
 - ・グループ
 - ・学校
 - ・自治会、婦人会、老人会などの住民団体
- ③その他市長が特に認める者
 - ・ボランティア団体

○参加申込み及び登録

- ①クリーンボランティア参加申込書（様式第1号）を原則10日前までに提出
↓
- ②クリーンボランティア活動者として登録したことをメール又は文書で通知
※「10日前」は原則であり、遅くとも、活動日までに登録は必要
※ただし、事務処理上は遡及して登録することも可能

○市の支援

- ①ボランティア袋の支給
- ②清掃用具等の貸与（火ばさみ、シダほうき、松葉ほうき、ちりとり）
- ③軍手（支給は1回のみ）
- ④ボランティアごみの回収
- ⑤ボランティア活動の紹介
- ⑥佐賀市美化活動社会貢献証明
- ⑦全国市長会市民総合賠償補償保険の適用

○活動の報告

当該年度の美化活動が終了したときに、クリーンボランティア活動報告書（様式第2号）を提出する。

※活動報告書が3年連続で提出されなかったときは、登録を抹消

※活動報告は、各年度単位で管理

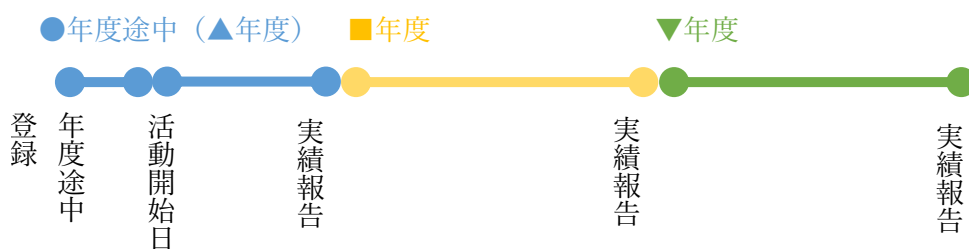
※初回登録が年度途中の場合でも当該年度末までに実績報告が必要

※各年度末にメール又は文書で**実績報告書の提出依頼**を行う。但し、**活動開始日が新年度の場合は、実績報告は不要**

※実績報告がない3年目には活動継続の意思確認を行う（廃止届の提出依頼）

※3年連続で活動報告が未提出で活動継続の意思確認ができなかった場合は、職権で登録抹消

※「活動しなかった」という**実績報告でも可**



○活動の廃止

クリーンボランティア廃止届（様式第3号）を提出

◆佐賀市美化活動社会貢献証明書交付要綱

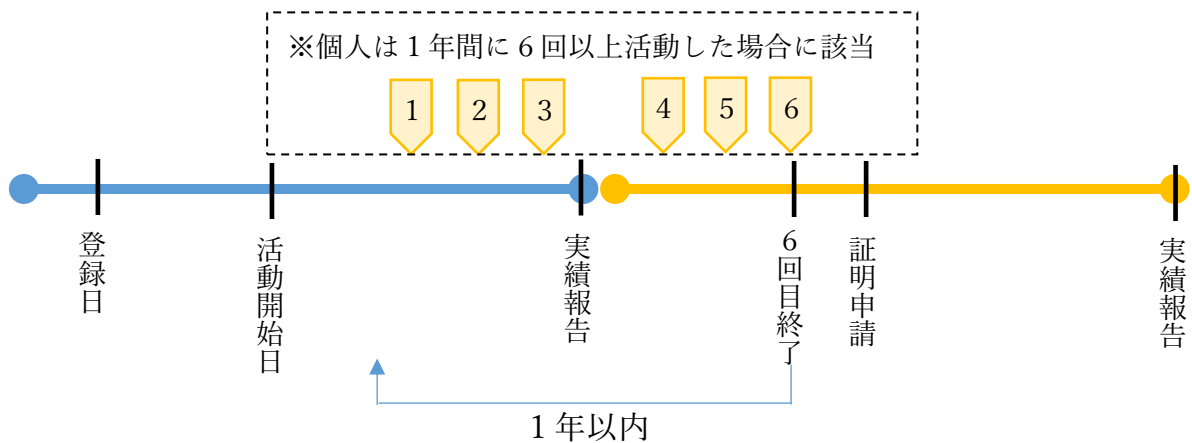
○交付対象者

- ①アダプトプログラムの活動者
- ②クリーンボランティアの活動者

※ただし、活動者が個人の場合にあつては、次の各号のいずれかの活動を1年に6回以上行った者に限る。

- ・活動者の責任の下で行う対象美化活動
- ・清掃イベントに参加して行う対象美化活動
- ・清掃イベントには、佐賀市のイベントに限らず、自治会、会社、学校等が行うイベントに参加した場合を含める。

【個人の場合の対象美化活動】

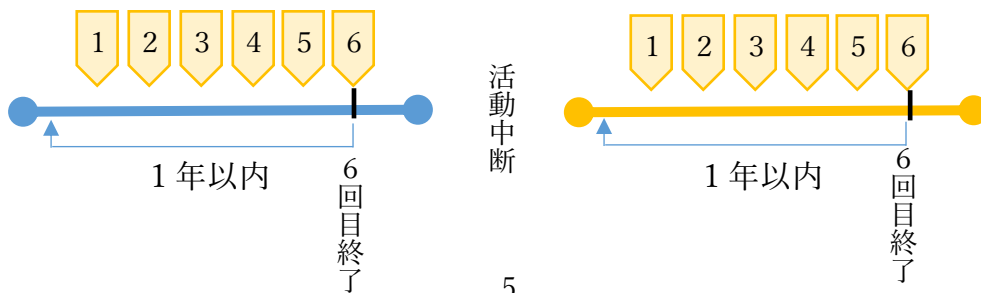


※個人の活動は台帳を作成して管理する。

※6回目の活動終了日から遡って1年以内に6回分活動していれば対象とする。

※例えば1か月間で6回実施しても構わない。

※たとえ中断期間があつても、6回目終了日から1年以内に6回分活動していれば対象とする。



○交付申請

佐賀市美化活動社会貢献活動証明願（様式第1号）を提出

※企業等で組織する組合名で登録されているケースで構成する企業等名での証明が必要な場合は、構成企業名を別紙として添付し、両面印刷して交付する。

※企業・団体・グループを構成する個人の証明は行わない。個人の証明は、個人として登録がある場合に限る。

○申請期間

①申請できる期間は、対象美化活動の実施日から起算して2年を経過する日までの期間

②再交付も同様の期間

【個人の場合の申請可能期間】

個人の場合、対象美化活動の実施日は、6回目の活動実施日。申請期間はこの日から起算して2年を経過する日まで。

〔例〕6回目の活動実施日が2月14日の場合、申請可能日は2年後の2月13日

